

平成17年12月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時17分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
4番	須磨	隆正	18番	小田	芳治
5番	越後	敏明	19番	辻	武美
6番	田中	正文	20番	久木	拓栄
7番	福田	英雄	21番	中林	俊雄
8番	寺岡	真貴子	22番	南	正弘
9番	富沢	軒康	23番	木村	正男
10番	堂下	健一	24番	山本	辰栄
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(欠席議員)

3番	下池	外巳造	25番	泉	貢
----	----	-----	-----	---	---

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	中田	政光
住民課	長	細川	幸男
子育て支援課	長	宮本	俊一

健康福祉課長	笹川門治
生活安全課長	藤澤仁
商工観光課長	山崎脩平
農林水産課長	山本政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川外治
富来病院事務長	古川吉亮
会計課長	北信雄
教育長	青山源隆
学校教育課長	岡島正登
生涯学習課長	金谷昭一

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木利夫
書記	出崎茂男
書記	池端久幸

(議事日程)

日程第1 町長提出 議案第40号

(提案理由説明)

日程第2 町長提出 議案第18号ないし第24号、議案第27号ないし第40号  
及び認定第1号並ないし第20号並びに町政一般

(質疑、質問)

日程第3 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出 認定第1号ないし第20号

(委員会付託)

日程第4 町長提出 議案第18号ないし第24号及び議案第27号ないし第40号  
並びに請願第1号

(委員会付託)

---

( 開 議 )

小田 芳治議長 ただ今の出席議員は28名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程第1．町長提出 議案第40号

( 提案理由説明 )

小田 芳治議長 日程に入り、本日町長から提出のありました、議案第40号に対する、提案理由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

去る12月5日に提出しました案件に追加して、本日御提案することをお認めいただきました議案1件につきまして御説明申し上げます。

議案第40号 志賀町課制条例の一部を改正する条例については、12月5日に御決議を賜りました「志賀町収入役の事務の兼掌に関する条例」の施行に伴い、「収入役の補助組織」として位置づけていた会計課を、町長の権限に属する事務を分掌させる課として位置づけるものであります。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

小田 芳治議長 説明を終わります。

---

日程第2．町長提出 議案第18号ないし第24号、議案第27号ないし  
議案第40号及び認定第1号ないし第20号並びに  
町政一般

( 質疑、質問 )

小田 芳治議長 次に、町長から提出のありました、議案第18号ないし第40号及び、認定第1号ないし第20号に対する質疑、並びに町政一般に対する質問を許します。

10番、堂下 健一 君。

堂下 健一議員 はい。

おはようございます。傍聴席の皆さんご苦労様です。

通告に従いまして、4点一般質問していきます。

まず、最初に町の総合的な交通政策について聞いていきます。

町の計画では、年度には旧富来地区にもコミュニティバスを全町域にも運行する予定と聞いています。そこで、現在の路線バス、コミュニティバス、そしてスクールバスの運行についての現状を把握し、今後旧富来町地区にコミュニティバスを走らす時の総合的な交通政策を立てていかなければなりません。

なぜかといいますと、現在、路線バス、コミュニティバス、スクールバスの運行にそれぞれマイクロバス委託料、路線バス補助金、コミュニティバス委託費として今年度の合計は約1億500万円です。コミュニティバスでは1,000万円程度の料金収入を見ていますが、差し引きすれば9,000万円以上が町から支出されていることとなります。これを最大限有効に使わなければならないからです。

例えば、スクールバスの運行によって、旧来の路線バスが不便になったり、路線バスとコミュニティバスが競合することにより、路線バスの採算がとれなくなったという路線も指摘されております。

児童、生徒、町民の足をきちんと確保することは何事にも変えることは出来ませんが、もう少しきちんと全町の総合的な交通政策を作っていくことが今後求められてくるのではないのでしょうか。特にお客さん、児童生徒の少ないコースを走るバスについては、合理的な運行が求められます。

バランスのある運行計画を立て経費を有効に使う必要があります。

そこで、町、バスの運行会社、地域の利用者等が集まって検討する場が必要だと思います。

町長の考えをお聴きします。

2番目は中山間地農業の発展策また、町の仮称農業振興公社について、あらましを聞きたいと思います。

関係者の皆さんのご努力により、中山間地支払い制度がさらに5年間継続されたことは喜ばしいことです。平成12年度から5カ年の実績を見ますと、旧富来町で16の集落協定があり、総額約2,300万円が交

付されております。17年度からも約2,000万円の交付が予定されております。旧志賀町地区は2箇所と少ないのですが、それでも地域の営農においては、役割をはたしていると思います。地域の水田耕作にとっても環境整備等を含めて利用のいかんによっては、極めて有効な政策だと思えます。

ところが残念なことに、旧富来町地区においては4地区でこの政策の利用をあきらめざるを得なかった地区があります。理由として、地域のまとめ役、リーダーがいないこと、高齢化もあり今後5年間耕作を続ける自信がなかったというものです。また、これまでは書類作成等の事務的な手続きは担当課で協力していたものを、今回より地元の中山間地直接支払い組合がすることになりました。なれない人にとっては、この事務作業は大変な仕事でもあります。

わたしも実際書類を作成してみてよくわかりました。この辺の事務手続きを行政として何とかできなかつたのか、今となってはどうしようもありませんが、悔やまれます。

県の担当者も、中山間地で一番利用して欲しかった地域がこの制度を利用できないのが残念でならないと言っていました。

新町まちづくり計画にも重点事業の中で、魅力ある農業の確立をあげ、仮称農業振興公社の設置を計画しております。おそらくまだ、計画策定中であろうかと思いますが、どのようなイメージで描いているのか、その一端を明らかにして欲しいと思います。また、今後予測される担い手不足、特に中山間地が耕作放棄地となり、これに対する対応が一番頭の痛い問題であり、これを解決すれば、志賀町の農業は当面安泰かとも思われます。中山間地域の耕作放棄地に対する対策を何か考えているのか、また、農業関係諸団体や農業振興公社などでの対応も含めて答弁をお願い致します。

3番目に、先ごろ出されました厚生省が出した医療制度改革案に対する町長の見解を聞きます。

厚生労働省は10月19日、2006年度の医療制度改革試案を公表しました。この試案は、現行制度のままだと2025年には現在の2倍近い56兆円に膨らむとされる医療保険の給付費を7兆円減らし、49兆円に

圧縮しようというもので、それを国民とりわけ高齢者の負担増で達成しようというものです。国民の健康をカネ次第のものに変えるものであり、とうてい看過できるものではありません。

その試案を具体的にみてみますと高齢者の窓口負担率引き上げ、療養病床に長期入院する70歳以上の患者は、食費、居住費を自己負担とする。

モデルケースでの自己負担総額は、現在月額64,000円から96,000円へと32,000円も引きあげが考えられております。

75歳以上全員から保険料を徴収する新たな医療保険制度をつくり、保険料を負担させる。この制度は市町村単位で運営し、医療費が膨らめば保険料が上がる仕組みも導入する。

高齢者の保険料は年金から天引きする。

高額療養費の自己負担限度額を引きあげる一方、かぜなど軽症の医療費の一定部分を、全額自己負担とする、所謂「保険免責制度」の導入であります。

さらに診療報酬の引き下げ。10年間で10%削減するというもので、これは、国民の不満や批判の矛先をかわそうという狙いもこめられています。

また、病院経営を株式会社にまかせる医療本体の営利事業化を狙って医療法「改正」での地域医療計画の見直し・医療提供体制の再編が上げられています。

糖尿病などの生活習慣病の減少や平均入院期間の短縮目標を「適正化計画」として都道府県ごとにつくらせ医療費抑制を競わせようとしている。目標を下回った地方には特例の負担措置という「罰則」まで設けるなどあります。いずれにしても70歳以上の高齢者を中心として、国民生活を直撃する過酷なものとなっています。

それでは、この改革試案が出てきた背景はどこにあるのかといいますと、そもそもの震源地は財界にあります。

日本経団連として統合された財界は2003年初頭、「奥田ビジョン」発表し、社会保障制度など全面的な改革を政治に迫っています。

この中で奥田会長は「身の丈にあった医療」などと叫び、この国の経済

成長・規模に合わせて、医療費給付の上限目標を国内総生産、所謂GDP比5%台に維持する「総額管理」の導入を提案しています。GDPに占める割合は7.8%と経済協力開発機構(OECD)加盟国中17位で欧米諸国に比べてずっと安い水準です。それにもかかわらず、世界保健機構(WHO)によれば、わが国の「健康寿命」や「健康達成度」は世界一を維持していると新聞も指摘しております。

このGDPの伸び率が下がったからといって、病気にかかりにくくなるわけでもありません。

財界の狙いは、保険料や税負担を減らすことだとあけすけに語っております。社会保障は現在「逸脱した水準」にあり「最低限に絞るべき」として社会保険料の雇用主負担の廃止、自営業者と同様に従業員の全額自己負担の方向を明らかにしてきています。宮内オリックス会長などは、「本当に医療が必要なら、家売ってでも治療を受ける」などと暴言を吐いています。ならば、この間の大企業優遇の法人税引き下げや輸出企業に対する消費税還付の処置はいったいなんだったのかといたいと思います。さらに所得税の最高税率は9年前75%だったが現在は35%まで引き下げられている。

以上見てきたような厚生労働省の試案を許すと、とんでもない事態になっていくことは明白です。憲法25条で言う社会保障・社会福祉・公衆衛生全般を、国により生存権保障を棚上げし、社会サービスを営利事業に置き換えて企業にとって利益追求の場にしていく道を鮮明にしていると指摘している識者もいます。また、県の医師会も反対を唱えています。

国民健康保険料の収納率も年々低下してきていますが、これでは町民の健康を守れません。県の町長会の会長でもある町長は、意見をまとめて医療制度改革反対を国に言うべきです。何より医療は公平でなければなりません。「いつでも、どこでも、誰でも」が健康保険証一枚で安心して安全な医療が受けられることが基本です。この医療制度改革試案が町民に与える影響を含めて、町長の見解をお聞きします。

最後に国民保護法と原発防災について伺います。

先月私はたまたま横浜で、経済同友会終身幹事の品川正次さんの講演を

聞く機会がありました。品川氏は、自らの中国での戦争体験などについて語り「本当の飢えは、本当の地獄を経験した。当時は戦争は逃れられないものというあきらめがあった。しかし戦争は人間が起こすもので、止めることができるのも人間だ。これを人生の座標軸として生きている」と語り、「争い、紛争を戦争にしないための努力こそ必要」と訴えていました。そして、戦争へと導きたい勢力がいることを見抜かなければならない」とした上で「日本を利用したい米国は、軍産複合体制や石油メジャーの利害などがあって世界で戦争をしている。平和を守ろうとするのであれば、米国との対立は避けては通れない。広範な国民が闘わなければ勝てない」と結んでおりました。

また、日本第2の基地県である神奈川県では現在、米軍基地の移設をめぐる反対運動が各地で連日のようになされており、戦車に轢かれても反対していくと宣言している市長もいます。もちろん、行政、議会、商工会や動労組合市民、文字どおり全市を挙げての反対運動を繰り広げています。現在の政府の姿勢は、アメリカと約束したから、お前たちは言うことを聞けといわんばかりのやり方です。米軍の司令部、あるいは原子力空母を横須賀に持ってくるというものです。独立国の首都の喉元に外国の基地なり、原子力空母を置くということはいかなるものか、それでも独立国かと批判したのは、今は亡き後藤田正治でした。

いささか前置きが長くなりましたが、アメリカの世界戦略における基地再編と有事立法の制定、教育基本法改悪さらには憲法改悪などの昨今の動きが全て関連しているからです。

本題に入っていきます。有事立法の一つである国民保護法は、名称だけ聞いてみますと、戦時に国民を保護する法律のように聞こえますが、戦時立法の一つであり、国民をむしろ戦争にまきこむための法律であります。

県では先ごろ国民保護法に基づく条例案が出され、パブリックコメントが募集されてきたところです。町でも来年度中には条例の策定に取り掛かることとなるでしょう。

国民保護法の県の条例も 150ページ近い大部なものですが、ここでは県も重点課題としている原発との関係のみを取り上げ、町長の見解を求



めたいと思います。

「石川県国民保護計画（案）」の3編 4章 3節（武力攻撃原子力災害への対処等）では「本県には、原子力発電所が立地しており、武力攻撃を受けた場合の周囲への影響にかんがみ、『武力攻撃原子力災害』への配慮が特に必要なことであることから、国の総合的な方針に基づき、国と連携しながら県地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて適切な処置を講じるために必要な事項について定める」としています。

武力攻撃事態の想定の中で最も注目しなければならないのは、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃です。はたして志賀原発は持ちこたえられるのか。子どもでもわかります。国は原子炉を止めればどうにかなるような想定をしておりますが、とんでもない話です。運転停止命令によって運転が止まったとしても多量の放射能を内蔵している原発は武力攻撃によって破壊されれば破局的な災害に至ります。また、原発は核分裂反応が停止しても炉心は高温のため冷却作業が必要で、低温停止状態までには約15時間かかると言われております。

この間にミサイル攻撃などで冷却能力を失えば、炉心は溶融して大惨事となります。仮に低温停止状態であっても、炉心が破壊されるなど放射能が拡散されれば同様の大惨事になることは目に見えております。つまり、原子炉本体が攻撃される場合は、運転中でも運転停止中でも甚大な被害を招くことは必至で、両者に本質的な差はありません。また、原子炉本体以外が破壊される場合には、運転中の原発の方が大きな事故を起こす蓋然性が高いと考えられており、いろんな状況が想像され、その事態が早く進行すると考えられています。あのチェルノブイリ事故を想起してみてください。

さらに、そこへプルサーマルが実施されれば、被害は軽水炉の比ではありません。先の議会で町長は原子力の平和利用の町とか言っていましたが、それは残念ながらなんの意味も持ちません。原発があるからこそ狙われるのです。現に他国の原子力施設を爆撃した国があります。戦争とはそういうものではないでしょうか。

原発が武力攻撃を受けた時は、原子力防災計画は何の役にもたちません。国、県の武力攻撃と避難の想定は正に漫画の世界です。むしろ狙いは別の

ところにあると見たほうが妥当です。「これからは戦時もある」という意識変化をはかり、戦意高揚をはかり、国民を狙い通りに動かす国民動員体制づくりにあるといえます。

住民の生命と安全、財産を守るのは自治体の第1義的責務です。まず町としてやらなければならないことは、国に意義を申し立てすることです。原発が攻撃を受けたら防ぎようがありませんと。それよりも今日の近隣諸国との八方塞の状況を招いた外交の方針転換すべきです。夜郎自大な独りよがりな小泉外交こそ問題視されるべきです。平和国家の政策を推進することこそ、町民を守る道です。

非核平和の町を目指す志賀町にとっては、この法律は相いれるものではなく、ただ国の指示に従って国民保護法に関する町の条例を作成しているものでしょうか。それは田中正造を引き合いに出すまでもなく、亡国への道であります。福島県は原発政策にたいして、政策の変更まで含めた意見書を出していますが、同じように町としても他の自治体と協議しながらその変更を迫るべきです。少年期だったとはいえ、戦争を経験してきた町長だからこそ言えることがあるはずです。

国民保護法については、まだまだ問題点は多く、他の項目については、別の議会に譲りたいと思います。

最後に半藤一利さんがその著書「昭和史」の中で、「昭和の歴史というのはなんと多くの教訓を私たちに与えてくれますが、しっかりと見なければ見えない、歴史は決して学ばなければ教えてくれない」と述べています。

この言葉を残して質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

10番 堂下議員さんのご質問にお答え致します。

まず、第1点目は今後の富来地区のコミュニティバスの運行に併せて総合的な交通施策の確立といったことに対するご質問であります。

富来地域におけるコミュニティバス運行につきましては、合併協定書に登載のとおり、「新町においてコミュニティバスの運行区域の拡充を図り、地域福祉センター送迎バスを廃止する」方針のもと、今後地域の地形に

合ったこの運行形態の検討を進めて、平成18年度中に運行計画の素案をお示ししたいとこのように考えております。

計画策定にあたっては、堂下議員ご指摘のとおり、既存路線バスやスクールバスまた、他の公共交通手段との調整、連携を図りながら、効率的で効果的な新町の総合的な公共交通体系の確立のため、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、その旨ご了承願いたいと思います。

続きまして、中山間地域の耕作放棄地の対応と農業の発展策についてという、ご質問であります。

中山間地域の農業振興につきましては、堂下議員ご指摘の所謂「中山間地域等直接支払制度」は、これは中山間地域と平地地域との生産条件の不利を補正するための重要な施策のひとつであると考えております。

この制度は、平成12年度から5年間単位で行われ、旧富来町では該当となる16地域で組合が設立され、1年間で総額約2,300万円が交付されておりました。

平成17年度からは、4地域が解散し、そしてこの12地域が集落協定を結んで、毎年約1,970万円が平成21年度までの5年間交付されることになっております。

解散された4地域の組合につきましては、議員さんのご指摘のとおり、地域のまとめ役・リーダーといった者がいない、また、高齢化等の問題で今後5年間にわたって耕地を管理できない等の理由により、やむなく解散されたとのことであり、非常に残念なことと思っております。

また、組合事務につきましては、当初は担当課で書類作成等の事務をお手伝いしておったわけではありますが、5年間にわたり指導してきたことや、交付金の内、半額は施設の維持管理や農道・用水路等の改修、事務費等に充てることとなっておりますので、事業の内容について組合員に理解していただくためにも本年度より各直接支払組合に書類作成等の事務をお願いしたところでありますのでご理解を賜りたいと思います。

中山間地域では過疎化・高齢化が急速に進んでおりました、農地や農業用水等の資源をこれまでどおり地域で適切に保全管理していくことが困難

になってくるとともに、耕作放棄地が増加傾向にあることは、町といたしましても大変憂慮しておりますが、農業経営者がいなく、小区画の耕地のため大型機械が投入できず、農作業の効率が悪いことから、担い手の育成や集落営農にも取組みにくいのが現状であります。

農地・農業用水などの資源は、農業者の生産基盤でありますと、食料の安定供給、国土保全や自然環境保全など農業の有する多面的機能の発揮に欠かせない所謂「社会共通資本」でありまして、その効果は地域住民や国民全体に普及しております。

このようなことから、地域共同による資源の保全活動を促進することが重要であり、活動の母体として、集落などを単位とし、農家や地域住民、NPOなどが一緒になって、農地・農業用水や農村環境を保全していく仕組みをつくるのが先に申し上げました中山間地域等直接支払制度とともに一つの方策ではないかと考えております。

次に新町まちづくり計画の中で、仮称ではありますが農業振興公社の設置が計画されていることにつきましては、現在のところ具体的な計画はなされておきませんが、この魅力ある農業の確立をめざして、県農林総合事務所や農協、土地改良区などの諸団体と連携しながら、生活基盤の整備や担い手の育成支援、集落営農の推進とともに、優良農地の遊休防止策、付加価値の高い特産品づくりや地産地消の促進などに積極的に取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

続きまして、医療制度改革案についての質問であります。

厚生労働省が公表した医療制度改革試案を受け、政府・与党医療改革協議会が素案をまとめたところであります。

その大綱では、6項目の柱からなっておりまして、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現して、そして少子高齢化や経済の低成長、国民生活や意識の変化など、今後とも国民皆保険を堅持して、そして医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、その改革が急務としております。

医療保険制度につきましては、平成14年度の健康保険法の改正に際して抜本的な制度の改革を行うべきとの論議があり、その旨が法律の附則に

規定されました。これを踏まえ平成15年3月に「医療制度改革の基本方針」が閣議決定され、そして診療報酬体系については改定の都度、見直しを図ることとされ、新たな高齢者医療制度の所謂、創設及び保険者の再編・統合については、平成20年度に向けて実現を図ることとされました。

本年5月に閣議決定された「骨太の2005」においては、「医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、達成のための必要な措置を講ずる」ということしております。改革にあたり国民が求めているのは、医療の安心・信頼の確保が最優先であります。

以上の方針を踏まえ、医療制度の構造改革を推進するというものであります。そこで堂下議員さんは、具体的に7項目の問題点を指摘されましたが、去る12月1日に東京で国保制度改善強化全国大会が市町村長ら地方6団体の参加のもと開催されました。席上、制度の一本化に向けた道筋を明確にすること。今年度までの国保財政基盤強化対策を継続強化する。そういった事の9項目を採択したところです。採択されたとはいえ、大綱は調整中のものもあり、あくまでも改革案でありますので、今後の国会審議を見守っていきたいと考えております。

なお、現役なみの所得者に係る高齢者の患者負担の見直し、食費、居住費の負担の見直し、高額療養費の自己負担限度額の引き上げ、出産育児一時金の引き上げ、埋葬料の見直し、国保財政基盤強化策等は平成18年度に。そしてまた、現金給付及び保険料賦課の見直しは平成19年度に。医療費適正化計画、高齢者医療制度については平成20年度に実施する予定でありまして、来年の通常国会に一連の法案を提出すると聞いていますが、今は案の段階でありまして、当町にとってどんな具体的に影響等があるのか、今の段階で算出することがなかなか困難な状況であります。

続きまして、国民保護法と原発防災についてであります。

国の国民保護計画の基本指針において、武力攻撃事態を、「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、「航空機による攻撃」、「上陸侵略」の4形態に大分し、それぞれの攻撃形態に応じて想定される被害等について、その対処方法が示されております。

本県におきましては、「金沢港石油基地」、「鶴来浄水場」、「七尾国家石

油ガス備蓄基地」、「能登空港」、「志賀原子力発電所」等22の施設を主要施設として位置付けております。

今回のご質問のように、弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合においては、最悪の場合、そのような事態が想定されると思われませんが、しかしながら、そのような事態が起これぬことを切に念願すると共に、国の外交政策等につきましても町長の職務として注視をし、場合によっては国や県に対し苦言を呈して参りたいと、このようにも思います。

さて本町におきましては、平成18年度中において国民保護計画を策定する予定でありまして、その計画策定にあたりましては、住民の生命、財産の保護、こういったことを大前提として策定するという事は申すまでもありません、福島県の出された意見書につきましては、詳細には把握してはおりませんが、平成16年1月に中部圏知事会から国に提出された「国民保護法制に関する提言」等も踏まえ、県が策定中の「石川県国民保護計画」において、不十分と思われる事項等がありました場合は、県及び国に対しその内容の変更等を要望してまいりたいと思います。

また、志賀町の国民保護計画の策定にあたりましては、町議会の皆様方と協議を重ねて、万全を期したものにしたいとこのように思っておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。以上であります。

小田 芳治議長 次に8番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

おはようございます。

師走のお忙しい中、たくさんの傍聴を賜りまして、誠にありがとうございます。

先の通告に従いまして、大きく2点について、ご質問させていただきます。

まずは、財産管理と公共的施設の統合整備についてご質問いたします。今定例会では、行政改革推進経費として226万1千円が上程され、いよいよ行政改革推進について具体的取り組みが示されてまいりました。年明けには行政改革推進委員会が発足すると聞いており、是非ともその委員会を住民参加型のものとし、民間の感覚・智恵を取り込み、官民一体となって、将来に向けた安定的基盤づくりの足固めをしてもらいたいと考えるも

のであります。合併の目的の大きな柱の一つが、行財政のスリム化であることを説いた以上、合併してよかったと思える町づくりに対する答えのひとつは、効率的な行財政運営の仕組みづくりを示していくことにあると考えます。

第1回定例会では、事務事業の見直し、行政評価ということについて一般質問いたしましたが、今回は、特に、財産管理・公共施設等の統合整備に関して問うていきたいと思います。

行政改革推進室では、本年度内の行政改革大綱、並びに集中改革プランの素案策定に向け、まずは基礎調査を実施するとのこととあります。財政関連データや公共施設等の運営関連データを含む、大きくは7項目にわたるデータの収集と分析を行うとのことですが、こうした作業を進めるにあたり、各資料が正確であることが大前提となることは言うまでもありません。ところが、本町では、旧志賀、旧富来の台帳の様式が異なっていたこともあって、財産台帳がまだまだ整っていないとうかがいました。町有財産、土地・各公共的施設の状況を正確に把握し、その財産の有効かつ効率的な利活用をはかることは、最小資源で最大の効果を目指すという自治の基本原則であります。

そこで、ご質問いたします。

行革大綱・集中改革プラン、総合計画等に反映させるためにもすぐに利用できる形のデータとして、財産台帳の整備は急務であると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。財産台帳の状況、財産管理の現状等とあわせてお答え願います。

これからの10年は、合併特例債に加え原子力発電所2号機分の税収その他交付金と、他の自治体と比較しても財政的に恵まれた状況にあるとの見通しが立っているようであります。しかしながら、その後の10年はどうなるでしょうか、アリとキリギリスではありませんが、今、この10年に何が出来るかで、その先のさらなる10年のあり方が大きく変わってくるわけであります。この10年、現在の施設に加え、さらに施設整備を進めていけば、将来的には、維持管理経費だけで成り上がるような状況になりはしないでしょうか。公共的施設の統合整備が、本町にとって重要な課

題の一つであることは、新町まちづくり計画の中でも挙げられているとおりであると考えます。

新町まちづくり計画の中では、「地域特性や新町全体のバランス、財政状況を考慮して、総合的な観点から適正な配置や統合整備を計画的に進め、効率的な施設運営を目指す」との文言がありますが、その総合的な観点からの計画とは、いったいどの部門で取り扱うのでしょうか。

老人福祉施設、農業・観光施設、文化・スポーツ施設等、町内に同一目的の施設が複数存在する状態になり、将来的な維持管理経費の把握、利用者見込み需要の把握などは担当の所管ごとに別れ全体像の把握が難しい状態にあるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。

この公共的施設の統合整備という大きな課題を総合的に取り組むのはいったいどの部署になるのでしょうか。企画財政課の総合計画の中で取り扱うのか、又は、行政改革室なのか、それとも別の部署になるのか、担当部署がはっきりしない限り、具体的取り組みには至らないと思われまます。具体的にどのような体制でどのように取り組むおつもりか、お答えください。

次に、廃校となった空き校舎の利活用検討の方針についてお伺いいたします。

11月21日に開催された総務常任委員会でも富来地域の小学校空き校舎の利活用に伴う調査等の経緯および今後の対策についての説明がなされたとのことあります。また、今般の定例会において、廃校舎利活用可能性調査として委託料もあがっておりますので、該当する個別の案件については、委員会審議並びに議案質疑に譲ることといたします。

旧富来地域の利活用のめどがたっていない空校舎に加え、さらには今後、志賀中学校も空き校舎となりますし、また旧志賀地域の小学校・保育施設の統廃合も実現するとなると、さらに町内に空き校舎が増え、このことはさらに大きな全町的な課題になるわけでありまます。

特に、これら学校施設は常に、それぞれの地域と密着して存在しつづけた地域の核となるような大きな施設であり、更には、原発立地町である本



町においては、コンクリート構造物として貴重な屋内退避施設でもあり、空き校舎となった後の取り扱いは、それぞれの地域の住民にとって大きな関心事となるわけであり、段階ごとに地域住民に対する説明責任を十分に果たす必要もあります。

そこで、ご質問致しますが今後の取り組みはどのような形で行われるのでしょうか。もちろん様々な制約があるとは思いますが、新たな施設整備をする際には、まずは、これら廃校校舎の有効利用ができないかどうかを、十分検討する必要もあると考えます。基本的方針を町長におうかがいたします。

これら公共的施設の統合整備並びに空き校舎利用は、これからその取り組みに踏み込んでいかなければならない大きな課題である、言い換えれば、まだまだ体制が整っていないと認識しております。いずれにせよ、各課を跨ぐ横断的総合的課題であり、縦割りの体制の中では、なかなか総合的な取り組みはできないのではないかと危惧するものであります。どの部署が責任を持って今後の計画を取りまとめ実行に移していくのか、その担当する所管、取り組む体制を明確にし、今後、中長期的視野に立って議論を深めていただきたいと思います。まずはその体制作りについてご質問いたします。

次に住宅政策についてご質問いたします。

先般、11月29日に閣議決定されました公営住宅方施行令改正案は、公営住宅の住宅セーフティネットとしての機能の向上を図るものであり、主には入居待ち低所得者の解消、子育て支援、精神障害者やDV被害者等社会的弱者への対応と、国としての公営住宅施策の指針を明確に打ち出したものだとして認識しております。本町町営の公営住宅約180戸についてもこの公営住宅法に則り、入居条件は、月額所得20万円未満、原則2人以上の家族単位での入居ということになっておりますが、今回の法令改正は、その月額所得20万円を超える世帯の家賃を、5年以内に民間並みに引き上げ、その収入超過世帯の退去を促し、ひいては入居待ちの低所得者に対応するという方針であります。

公営住宅は住宅のセーフティネットの機能を担い、他方では、民間活力

( 民営の賃貸住宅等 ) を活かすという方向性については、私自身、賛同するものであります。そこでご質問致します。

現在、本町町営住宅は、政策空き家を除き、入居可能な物件については空室なしという状況であります。現状として、本町公営住宅における超過収入世帯 ( 20 万円を超える収入世帯 ) はどの程度あるのでしょうか。( また、空室待ちの入居希望者の需要はどの程度あると認識しておられるのでしょうか。 )

民間の賃貸住宅については、志賀原発 2 号機建築が終わりに近づき、空き室も増えつつあると聞いておりますが、その状況をどのように把握しておられるのでしょうか。お答え下さい。

また、5 年以内に収入超過世帯の家賃引き上げという今回の法令改正への対応はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思えます。

新町まちづくり計画にもあるとおり、新町に求められる大きな課題の一つは ( 若者の ) 定住促進であります。先ほど申し上げたとおり、公営住宅を住宅セーフティネットとしての機能に特化させる方針が国の方針として固まりつつあり、また、民間の賃貸住宅に空き室が増えつつあることも考えあわせると、公営住宅については、現在の数、程度の規模でも決して少なくはないのではないかと私は考えます。

そこでご質問致しますが、町営住宅整備と宅地造成、あわせて民営賃貸住宅等、民間活力の利活用と、多様なニーズに対応する選択肢を総合的に整備することによって、定住促進、過疎化に対する歯止めということになりうると考えますが、それぞれの政策が整合性の取れた形で中長期的な立場に立ったマスタープランを整備すべきであると考えます。町長のお考えをお伺い致します。

また、もう一点、細川町長は就任当初より、ご発言の中でニュータウン構想というようなものをお話ししておりますが、それは一体どのようなものをお考えなのでしょうか。新年度に向け何か具体的な取り組みはお考えがとおりでしょうか、あるのならお答え頂きたいと思えます。

以上大きくは 2 点について、ご質問致しました。ご答弁によりましては、再質問をお願い致しますので、どうぞ宜しくお願い致します。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

8番 寺岡議員さんのご質問にお答えをします。まず1点目は財産管理と公共的施設の統合整備について、財産台帳の現状と整備、そして、公共的施設の統合整備はどのような体制で取り組むのか、更には、空き施設利用の取り組みについて基本方針を聞きたいというご質問でございます。

まず財産台帳は、残念ながら旧両町とも完全に整備されているとは言えない状態でありました。ご指摘のとおり、町の将来計画の策定等の基礎的資料としても、重要なものと認識しております。

財産台帳整備については、旧両町の各課から、各所管の土地、建物、備品についてそれぞれ資料提出してもらったものを、現在、監理課の財産管理係の方で、現在の利用状況等を確認しながら、財産の種類ごとに分類し台帳整備しているところであります。

また、公共施設の統合整備という大きな課題を総合的に取り組むのはどの部署になるのかという御質問であります。公共施設の総合企画調整は企画財政課ということになりますし、公共施設の総合的な財産管理は監理課であります。その内、行政財産は各担当課、普通財産は監理課となります。公共施設の統廃合は総務課行政改革推進室が担当となります。

空き施設利用の取り組みについての基本方針についてであります。現在の富来地区の空き校舎、将来の空き校舎が見込まれる志賀地域と、その利活用策が大変難しい課題になると認識しておりまして、本議会の補正予算に計上している廃校校舎利活用可能性調査などを含めあらゆる角度から議会及び各界各層の皆様と協議しながら利活用できないか検討してまいり所存であります。

基本的には、公共施設、準公共的施設として再利用するという道を模索して参りたいと、このように思っております。

それから2点目、住宅施策についてであります。営住宅法施行令改正案に対する対応、そして、住宅マスタープラン策定、さらには、ニュータウン構想について、5点ばかりご質問をいただきました。

11月29日に公営住宅法施行令の改正案が閣議決定されたことにより

まして、当町としても改正案の趣旨を遵守し、今後、国土交通省及び石川県の指導により条例改正を行って、国の公営住宅管理方針にあるように公平性・効率性に配慮するとともに低所得者への安定した住宅供給と住空間の確保を行っていきたいと考えております。

当町では、現在、公営住宅176戸、特定公共賃貸住宅29戸、高齢者福祉住宅15戸を管理しております。今回の質問にあります収入超過者の対象になる公営住宅の収入超過者は13戸であります。収入超過者認定要件でありますところの3年以上入居し、且つ3年連続して収入基準を上回っている世帯であります。町としては、志賀町公営住宅管理条例によりまして、収入超過者に対し明け渡しの請求及び割増賃料の徴収等を行っております。

町内には、その他179戸の民間住宅が、ほとんどがアパートなんですけれど、その内52戸が空家となっていることでありまして、収入超過者に対し民間住宅への転居を促すような住宅管理行政を行う中で入居者への理解を求める努力をしたいとこのように思っております。

いずれにしても、今後の入居者管理はもとより、施設管理を行う上で将来ビジョンを織り込んだ住宅マスタープランの作成が不可欠であるということから平成18年度から石川県の指導のもとで地域住宅交付金事業の中で取り組んでいきたいと考えております。

次に、若者定住促進対策についてであります。近年、旧志賀町では旭ヶ丘住宅跡地を11区画、また旧富来町では希望ヶ丘に32区画を造成しまして、住民の住宅ニーズに対応した宅地開発を行いました。好評な中で全て完売となりました。このような状況は、購入者の多くが、市街地に近く利便性の良好な立地条件を希望しているということが伺えるわけがあります。しかし、昨今の道路交通体系や余暇活用空間の整備により、市街地以外でも宅地需要があるとの住民からの声も少なくありません。

新町まちづくり計画の中のうらおいプロジェクト施策にあるように良質な住宅や宅地の供給によって、そして若者の定住環境の創出を図るために、住民ニーズに対応する環境に配慮した利便性、機能性の高い住宅の供給が住環境の整備コンセプトとなっております。町と致しましては、来年度か

ら先程ニュータウン構想があるのかというご質問がございましたが、18年度からですね、過去、平成15年度に旧志賀で白紙となった旧ニュータウン用地等を含む町有地又は個人所有地における立地可能性調査そしてまた、住宅・宅地需要調査等を含めた調査に来年度から着手致します。一人でも多くの若者が新志賀町に魅力をもって定住するような施策が、これからのこの地域間競争に勝てるまちづくり、このようにも考えております。

今後ともを議会の皆さんと協議しながら、積極的に進めて行きたいと考えておりますので、宜しくお願ひいたします。以上であります。

小田 芳治議長 次に8番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい。

改めて、ご提案とご質問ということで宜しくお願ひ致します。

先程のご答弁の中で空校舎利用に関して、公共的施設等、公共施設や準公共施設として考えられているという話でしたが、少しイメージし難いので、お伺いしたいんですが準公共施設というものはどのようなものをお考えなのか、まず1点そのことをお伺いします。

また、こちらは改めてお願ひという容になりますが、やはりこの、これからの10年は非常に大切な時期であると冒頭でお話させていただいたとおり私は認識しております。新町が発足して間もない、また、それぞれの事業が計画の計画といった段階だからこそ、また、財政的にも職員数にもゆとりのある現在だからこそ、きっちり仕事を積み上げていっていただきたいと願うものであります。

合理性だけが善であるからではなく、今現在、すでに国も地方も大きな借金を抱えている以上、更なる負担を次世代に残さないと未来に負の財産を残さないよう、有らん限りの努力を振り絞らねばならないと私は考えるものであります。合理性の追求は、短期には大変厳しいことも伴うことがあると思いますが、けれども中長期的には、いつか正しい判断であったと思えるときが来るのではないかと考えます。

この合併自体が将来合併して良かったと思えるようなものにするためにも、これからの5年が改革として非常に重要な時期であると、勝負の時であるというふうに認識しております。ですから新規事業については、企画

財政の統合計画で行うとか、行革、リストラは行政改革推進室といった決まりきった縦割りという容ではなくて、十分連携しながら特に新規施設整備については、注意深く取り組んでいただきたいと願うものであります。

改めてその点について、お願い致したいと思います。

最後にもう1点、これはご提案方々ご質問なのですが、年明けに発足します行政改革推進委員会の方では、是非ともメンバーの中に若い世代の方も、メンバーとして加えていただきたいなあとということが、お願いというか、ご提案とさせていただきたいと思います。

新たな町の将来を担う若者が自分たちの町の方向性を決める場に参加することが出来ると、行政改革の中に多様な世代の意見を取り組みことができるということは、大変意義のあることでないかと思えます。

その点について町長のお考えを最後にご質問させていただきたいので再質問を終わりたいと思います。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

寺岡さんの再質問にお答えをしたいと思います。

まず、準公共施設とはどんなものかという質問であります。準公共施設となりますと、例えば町に外郭団体がたくさんあります。社会福祉協議会にしる、シルバー人材センターにしる、また、観光公社といろんなものがございまして、出来る限り新たな設備投資をしないで、そういうものを再利用しながら進めて行くべきではないかと考えております。

それから先程おっしゃった、これからの10年は非常に大切な時期だと、これはご最ものご意見でありまして、私共、そうしたことも充分踏まえて、そして、新町まちづくり計画をベースにして新町建設10カ年計画をきちんとたてて、そして町民の皆さんが合併して良かったと、この町に続けて住みたいと言われるような、まちづくりに全力をあげたいと思っておりますので宜しくお願いします。

尚また、行政改革推進委員で若い人をとのご意見につきましては、全く賛成でございますので充分取り入れながら、そういったことを踏まえてから進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

小田 芳治議長 4番 須磨 隆正 君。

須磨 隆正議員 はい、議長。

平成17年第2回定例会で質問させて頂く4番議員の須磨です。

私の質問1番目は、町発注建設工事請負業者加入の建設工事保険の見直しについてであります。

平成16年度旧志賀町12月定例会で、アクアパーク シ・オンの建設工事費約24億数千万円をかけ発注した工事で、振動による土地の沈下等があり、隣接する住宅に多大な迷惑をかけた際、業者責任は一切なく、町で補償金約4千4百万円を支払った経緯があります。

今までは、工事に対するトラブルに対しては、施工業者が担当課の指導により、実費又は建設保険を使いながら補ってきたのは事実であります。

建設工事保険会社担当者に、近隣市町に於いて、町が発注した工事で隣接者の工事災害に対して町が補償金を支払った例があるかと問い合わせたところ、そのような例は聞いた事はなく、またそうであれば保険会社がいないのではないかと言われました。

さて、町では今、統合中学校、デイサービスセンター、町内下水道工事と建設ラッシュを迎えています。

前例のようなことがないとは限りません。

そこで、参考資料として全建協連総合補償制度のパンフレットを持参して、契約担当課長に、この保険に対してオプションに加入することにより、土地の沈下、隆起、移動又は土砂崩れによる工作物の損壊等も補償制度の対象である保険があることを知らせ町発注工事に対し、隣接地権者及び建物等に対しても迷惑をかけないようにすることと、次ぎの損害が起きる前に早急に建設工事保険の内容変更説明会を開いてはどうかと提案をしました。しかし、その後、数カ月が経っても何ら行動がありません。

担当課長に聞くと、町としては、建設業者に対して特定の保険会社を斡旋できないと言われました。特定の保険会社を斡旋するのではなく、保険の内容を説明して地盤崩壊補償の一項目追加して、保険契約をしてほしい。とお願いする事だけだと思えます。

例として、参考資料として提出した全建協連総合補償制度のパンフレッ

トの内容を調べたところ、各業種にもよりますが年間約4億3千万円の建設工事高で試算すると、賠償補償料約40万円、建設工事補償料約85万円、地盤崩壊補償約15万円で年間約140万円の保険料をかければ免責5万円で、1事故2,000万円の補償料が支払われるということです。但し、保険会社により、多少異なると思いますが。1事故2,000万円の補償料がでることによって、隣接する住民も安心して工事を見守って行ってくれるのではないかと思います。

そこで、担当課長にお聞きします。

物件にも因りますが、早急に地盤崩壊補償を含む建設工事保険を取り入れ工事契約をするのかしないのかを、お聞かせ願いたいと思います。

尚、数カ月前にも高浜町内で下水道工事中、現場に隣接する店舗が工事による何らかの原因で損害を受けたと聞きます。そこで担当課長に聞きます。

被害の原因と状況、修繕費用と補償が解決しているのかいないのか。今後どうするのかをお聞かせ願いたいと思います。

又、町長にお聞きします。被害店舗の補償金は、町が出すのか業者が出すのか。今後とても大切なことなので、お聞かせ願いたいと思います。

2番目の質問として、若者の働く場を確保するためにも、町役場役職員の町関連施設への再就職を検討し直すべきではないかの質問です。

石川県内の雇用状況も深刻な現状ですが、羽咋郡市区でも同様に羽咋ハローワーク管内で10月現在の有効求人倍率は、パート職員を入れても0.69と厳しい状況が続いています。

特に若者や高校新卒者の就職難には深刻な問題であります。若者が働ける場所がなければ、志賀町の将来はないと思われれます。町の退職職員の町関連施設への再就職よりも、若者を1人でも多く採用できるように、求人者を優先させるべきではないかとの町民の声が多く聞かれます。

これに対して町長は、町の役職員としての経験や知識を生かして仕事をして頂いているので、直ちに廃止することは困難であると思われれますが、町民の要望であるならば、それに応えるべく再就職について廃止も含めて検討していただきたいと思いますが、町長のお考えを聞かせていただきたい



いと思います。

3番目の質問として旧志賀町に除雪用のショベルローダーが2台あります。1年間の使用日数は7時間動いて約2、3日位だと思われます。

その後、使用していなくても車検等諸々な経費がかかっていると思われます。志賀町には砂浜海岸は旧志賀町、旧富来町を合せると大変な距離になります。全国的に、海岸に漂流するゴミを取除く運動が盛んだと聞いています。そこで、この除雪用ショベルローダーを改造し、春から秋の期間、海岸清掃に利用して頂きたいと思います。海水浴シーズンになるとボランティアで色々な方々が出て海岸清掃しても、翌日海が荒れれば、ゴミの山です。使用していない機械を使い定期的に海岸清掃に廻れば、海岸もきれいになると思いますが、担当課長はどのような考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

これで私の質問を終わります。

小田 芳治議長 浜崎企画財政課長。

浜崎企画財政課長 はい。

須磨議員さんの質問にお答えを致します。

志賀町からの工事受注業者に対する全国建設業協同組合連合会の総合保険制度の加入に対する助言の件については、ただいま、須磨議員の質問の中でお話のあったとおり、行政としてはこの特定の保険会社への加入の斡旋は出来ない旨、そのようにお答えをさせていただきました。

今でも、私個人の考え方は変わっておりませんし、工事請負契約書に保険加入項目を加えることも考えておりません。

その理由ですが1点目は、工事实績があり、かつ、信頼できる優秀な業者を指名していること。2点目は、工事施工者は、善良なる施工管理者としての注意義務を有していること。3点目は、工事請負契約約款第28条第1項によって、第三者に及ぼした損害については工事受注者が損害賠償をしなければならない旨、規定されているためであります。

このように、善管注意義務（所謂、善良な管理者の注意義務）を怠り、第三者に損害を及ぼした場合は、工事施工者が賠償する義務があり対応については、あくまでも業者の問題であると考えております。

自己資金で対応するのか、それとも保険加入で対応するのかは業者自体が決めるものであり、発注者が「こうすべきである」とこういう断言するようなことは、言うべきでないと考えております。

ただ、地中埋設の下水道工事を発注していることでもあり、施工管理に注意をしても、第三者に損害を及ぼすことは全くないとはいえませんので、志賀町建設業協会の総会に出席させていただきまして、自分の会社の防衛のために、このような損害保険の加入のすることを話したいと思っております。協会の事務方にも、この旨要請をいたしております。

なお、アクアパーク シ・オンの建設工事に絡んだ賠償金を、町が第三者に支払ったことを触れられましたが、これは、工事請負契約約款第28条第2項の規定「工事の施工に伴い通常避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」この条項を適用して、賠償金を負担したものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

小田 芳治議長 横川上下水道課長。

横川上下水道課長 はい。

引き続きまして、私の方から須磨議員さんに対する、お答えをさせていただきます。

被害の原因と状況であります。高浜地内の公共下水道事業管路工事（46工区）で工期が平成16年6月16日から平成17年1月31日の工事におきまして、管布設後のアスファルト仮復旧が不備であったと思われる事が原因で、店舗の床にクラックが入ったものであります。また、修繕費用と補償は解決しているのか。という件であります。入札前の見積期間中に提示している設計書の特記仕様には、「施工個所に隣接する家屋、物件に対して、工事により損害を与えたか否かを判断する資料を得るために、家屋物件等の状況を調査する。等」の仕様があり、志賀町建設工事標準請負契約約款、先程企画財政課長が申し上げましたが「第28条には、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙（請負者）がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲（発注者）の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。」とあ

り、この件につきましては、現在、請負業者が第三者に損害を与えた事を認め、交渉中であります。

今後も請負業者には、誠実に対応するよう申し入れをして行きたいと考えていますので、宜しくお願い致します。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

須磨議員さんご質問の被害店舗の補償金は町が出すのか、業者に出させるのかというご質問であります。先程から色々課長の方から答弁させていただきましたように工事請負契約約款の内容を、今回の請負業者が自覚しまして損害を受けた店舗と交渉しておりますので、業者が負担するべきものと判断して交渉が成立するまで、行政指導して参りたいとこのように考えております。

続きまして、役場職員の関連施設への再就職についてのご質問であります。

現在、役場を勧奨退職した職員が、社会福祉法人や保育園等の臨時・嘱託職員として何人かは働いております。主に、福祉関連施設等に働いているわけですが、管理能力がある者、あるいは、長年の経験や資格を持つ者を対象に公務の能率的な運営を確保して、そして人員削減に伴う欠員等を補うためなど公務上の見地から、本人の意欲などを考慮しながら、殆ど短い期間ではありますが、このほとんどがあくまでも臨時であり2、3年ということもあまして若い人達がなかなか2、3年の仕事になじまないという業務もございますので、主には保育士とか資格をもった人が多いのですけれども行政事務事業の需要に対応しているところであります。

然しながら現在、議員の皆様ご承知のとおり、例え保育園等の臨時職員であっても、ほとんど公募しまして、そして選考しながら雇用している状況でありまして、今後も広報等で公募して、そして雇用確保していきたいと考えておりますので宜しくお願い致します。

以上であります。

小田 芳治議長 山崎商工観光課長。

山崎商工観光課長 はい。

4番 須磨議員さんのショベルローダーの海岸清掃につきましてご答弁致します。

志賀町は、約50kmの海岸線を有し、その風景は全国の観光地に負けず劣らず風光明媚なところでございます。しかしながら、議員さんご指摘のとおり、そこに打ち寄せるゴミ対策については、当町のみならず日本海に接する自治体において、深刻な問題となっております。

担当課といたしましては、1年中、綺麗な砂浜の保全に努めたい訳ではございますが、経費面等、その対策に苦慮しているところでございます。

現状の管理方法でございますが、大島・安部屋海岸では重機借上げによる清掃及びボランティアによる清掃が行われております。

一方、増穂浦海岸においては、町所有のビーチクリーナーでシルバー人材センターへの委託と、ボランティアによる清掃作業で管理をしております。

只今は、除雪用ショベルローダーを改造して春から秋の期間に使用するといったご提案でございます。この方法においては、人力による清掃から見れば短時間で広範囲の清掃が可能となります。しかしながら、ショベルローダーの改造費、これは約150万円掛かる訳でございますが、それに運転手、オペレータ、助手等の人件費が掛かります。

また、現在、増穂浦で利用しているビーチクリーナーを全町海岸で利用するといった方法もあります。そこでショベルローダーの有効活用という面も含めまして、どの方法がよいか今後、総合的に検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

小田 芳治議長 14番 萬上 俊之 君。

萬上 俊之議員 はい。

9月の合併から3カ月あまりが経過いたしました。私くし自身まだまだ新しい志賀町議会としてのペースに乗れていないなあというふうに感じながら、また、一方では職員の皆さんの仕事はどうかと特に町民には合併に伴う不都合が起きていないだろうか。など気がかりな点多々ある状況であります。また年末にさしかかりまして、この冬は大雪などで大きなトラ

ブル或いは事故等のないよう、何とか穏やかな中に新年を迎えたいと思う昨今でもあります。

そんな中この12月議会初日の5日、旧両町のエキスパートとして二人の助役さんが新たに選任されました。合併後まだ日も浅く二人体制のメリットを生かして、また、ベテラン町長の政治手腕と合わせ、町民の不安を早期に払拭するご活躍をと期待するものであります。

私は合併後最初の議会で、新町まちづくり計画の具現化についてのご決意をお尋ね致しましたが、今後についても当面はこの計画を軌道に乗せていくという町長の政治手腕に期待をしながら、チェックしていくつもりでありますし、これらをより具体的な形にブレークダウンしながら質問をし、時にはご提案もさせていただこうというふうを考えております。

新町まちづくり計画では、将来像を実現するための施策を6つの基本方針に沿って体系化しておりますが、その方針の最初のテーマに「やすらぎのまち」を持って来ており「安心して健康に暮らせる体制を強化します」と謳っております。

住み易さの要件には、このほか快適で安全な生活環境や近距離に保育所・学校があること、通勤範囲内に雇用の場があることなど多様であります。しかし、そんな中にあっても「町民の健康を支える保健・医療・福祉の充実」を一番の施策の柱に掲げ、医療については町立病院・診療所の機能の充実を図るとともに救急医療体制や専門分野の充実を図るとしてあります。このほか「高齢者・障害者の生き生き生活の推進」、「安心の子育て子育て環境の充実」、「安心・支え合いの地域福祉の推進」の4つの施策の柱で、新町まちづくり計画のまさに第一番目のテーマである「やすらぎのまち」を構成しております。

そこで今回の一般質問では、町立富来病院の運営状況について、二、三お尋ね致します。

その一番目として、医師不足の現況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

石川県での人口十万人当たりの医師の数は、金沢市およびその周辺地域の石川中央では全国平均の201人を上回る312人で、私達能登中部や

能登北部、南加賀も含め医師数は各地域とも金沢地域の約半分で、140人～160人とのことであります。医療法に基づく医師の必要数、いわゆる充足率でみましても能登北部奥能登では、すでに標準数を割り込み81%。同じく我々中部が105%、南加賀106%、金沢地域を含む中央は138%であります。昨年度から新人医師に必須となった臨床研修制度なども不足に拍車をかけ、これらの格差は今後も拡大傾向にあると聞きます。

また診療科別にみましても、少子化や子育て支援が声高に叫ばれながらも、産婦人科や小児科の医師が少なく、さらには過疎地に勤務する医師が少ないというふうにいわれています。私達の地域も、まさにこの傾向が鮮明となりつつある中、町立病院・診療所ともその決算報告の中では、常勤の小児科医や外科医が強く要望されています。自治体病院としてどう対処していくのか。また町としてもっと強力に支援すべきではないかなど、医師不足の現状認識と今後の対応策をどう考えておられるかを、まずお伺い致します。

次に病院経営の現況と今後の見通しについてお伺い致します。

自治体病院は地域医療の拠点として、また安心して暮すために不可欠な施設として、不採算の診療科も含めてその役割を担わなければならず、経営内容には大変厳しいものがあると思われまます。数年前に新築した町立病院にあっては、療養型病床を導入して複合病院への形態変更や、給食部門・医療事務部門の民営化など一定の経営努力をしながら現在に至っているものと認識するものであります。

現状での患者数の推移や企業債償還の計画、いわゆる借入金の返済計画からみまして、今後の経営見通しはどうか、現状での問題点の把握と今後の改善取組みをどう考えておられるかという点についてお答え願います。

三点目として「医療機能評価の審査合格について」この審査を受けられた意図や、その効果は何かをお尋ね致します。

最近、発行されました富来病院の「憩(いこい)」という広報誌で報告がなされたようですが、財団法人日本医療機能評価機構による審査に合格し、この7月より認定病院に成られたとのことであります。時間もかけ努

力されての審査合格、認定に、改めて関係者に敬意を表したいと思います。性格的にはISOなどの認定に近いものがあると思われませんが、私の方でも少し調査してみました。

今年10月現在、全国9,077の病院のうち1,794の病院が認定を取得しており、石川県では111のうち30病院が、またお隣り富山県では96のうち15、福井県では51のうち11の病院が認定を取得しておりました。当財団によりますと、医療機関の第三者評価を行い、医療機関がより質の高い医療サービスを提供していくための支援を行うことを主目的とし、もって日本の医療水準の向上を図るとしています。

町立病院として審査合格・認定に取り組んだ背景と、このことにより今後どんな効果を期待しておられるのか、或いは期待できるのかについてお伺い致します。

以上、町立病院の運営状況について、医師不足と病院経営の現況と見通し、今ほどの医療機能評価合格により期待される効果について、の三点についてご答弁をお願いして、質問を終わります。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

14番 萬上議員さんのご質問にお答えを致します。

まず最初に合併新町についての取り組みについて、非常に温かい叱咤激励を頂戴致しまして、心新たに今後も取り組んで参りたいと、このように思っておりますので、どうぞ今後とも宜しくご指導賜りますようお願いを申し上げます。尚また、富来病院の運営状況他ご質問いただいた訳であります。

私も合併当初で、まだまだ富来病院については、認識不足と申しますか勉強不足の点もあるかと思っておりますので、一応お答え致しますけれども、また足りない点につきましては、本日、事務長も出席しておりますので、ご質問いただければありがたいとこのように思います。

まず医師不足の現況と今後の見通しについてという質問であります。

医師不足の背景には、医師の都会への偏在、勤務医の開業が顕著であることや、また、平成16年度から開始された新卒の医師による2年間の研

修医制度というのがありまして、このため、金沢大学付属病院や金沢医科大学病院の医局への入局が見込めず逆に自治体病院等へ派遣していた医師の引き上げが行われております。能登地区でもその傾向が顕著で、ほとんどの病院が著しい医師不足状態にあります。当院においても16年9月末で大学病院から派遣の常勤外科医の引き上げがありまして、その後、週2日医科大学からの非常勤医師で対応しております。

また、医師の充当率については、能登地区の自治体病院では、80%台、金沢市周辺での140%と明らかな格差が生じてきておる訳であります、富来病院ではなんとか92%の充当率を確保しています。

なお、平成18年4月には大学に新入局が予想され、外科、小児科医師を常勤化できるよう医科大等に働きかけを続けておりますが、ここ数年間は極めて厳しい状況が続くと予想されますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2つ目に病院経営の現況と今後の見通しについてのご質問であります。

今年度は前年度に比べて入院患者の増加があり、11月の病床利用率は92.7%であります。外来では整形外科、内科の患者の増も見られて、1日当たり260人前後で推移を致しております。

また、企業債償還につきましては、15年度償還額約2億2,300万円がピークであった訳であります、17年度以降は約1億5,600万円で推移していきます。

経営見通しにつきましては、来年度診療報酬本体の引き下げといったことが行われる可能性が高いわけで、仮に3%の引き下げで富来病院で4,300万円前後の減収になると予想されます。病院経営の改善は、いかに多くの患者に信頼され、利用していただくかにかかっておりまして、今後は、新町の住民の皆様方にも信頼できる地元病院として利用していただけるよう努力して参りたいと思っております。

3点目は医療機能評価の審査合格の効果についてであります。

財団法人日本医療機能評価機構による審査に合格し、この7月より認定病院に成ったわけではありますが、その結果として見込めることは何かといったご質問であります。



認定病院になったことによって、診療報酬などの上での直接的メリットはありませんけれども、認定病院としてのレベルを維持する努力を続けることにより、病院の基本理念でありますところの親切・信頼・快適をモットーに町民の皆さんに安心してご利用いただける病院となることを目指しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

小田 芳治議長 14番 萬上 俊之 君。

萬上 俊之議員 はい。

町長さんより大体答弁をいただきましたし、医師不足の原因、或いは現状などを把握も大体できておるといふうに感じました。

只今、再度出てまいりましたのは、丁度、今日の北国新聞に今県議会がちょうど開会中ございまして、つい先日からも県議会の能登選出の県議の皆さんが、能登有料道路を無料にしてくれとか、或いは奥能登地域については、すでに行っている割引を更に割引してくれと、いろんな提案をしておりますが、特に今日はたまたま病院の質問をしようとした時に、輪島の県議さんが質問されております。

能登出身医師に打診をしてくれという見出しで、奥能登の医師不足に対して地元出身医師のリストを作り、企業誘致のように一人ひとりに能登勤務を働きかけてはどうかということでもあります。

これに対する答弁には能登出身の医師の情報収集を図って、今後個別に働きかけるということは非常に的を得ているので、地元の市町や自治体病院と連携してやってみたいというふうな答弁内容も今日の朝刊に載っております。

こういう具体的な話が、既に出ているような状況でございますので、町長さんの答弁、大体いい答弁いただいたのですが、いいお医者さんがいるとか、欲しい診療科があるというのは、当然、病院或いは診療所、医療施設の文字通り生命線でございます。

安心して暮らせるという大前提でもありますので、県頼み或いは県議頼みではなくて、それらと強力に連携をしながら能登地域が一丸となった取り組みが出来るような、そんな強い取り組みを重ねて、もう一回願

いまして、私の再質問を終わりたいと思います。

何かコメントがあればお願いしたいと思います。以上です。

小田 芳治議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

萬上さんのご意見、ご最もでありまして、私共もこの医師不足には大変悩まされております。と申しますのは、旧志賀町にも志賀クリニックがございまして、なかなかドクターの確保が非常に苦勞しておりまして、今、仰ったように県議会とかいろんな市町村と連携もさることながら、私共なりに町出身のドクターがいないかということも調査しながら場合によっては、県外においでのお医者さんには、是非、ふるさとに帰ってきて下さるように、お願いもしたりしておりますので、今後とも、そういったことにも積極的に取り組んで、できるだけ町出身のお医者さんにふるさと（志賀町）へ帰ってきて頂くような努力もしていきたいという具合に思いますので宜しく申し上げます。

小田 芳治議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします

（休 憩） （午後 0時03分）

（再 開） （午後 1時02分 出席議員 28名）

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第3．決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに

町長提出 認定第1号ないし第20号

（委員会付託）

小田 芳治議長 続いて、決算特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号ないし第20号、平成17年度旧両町の一般会計ほか18会計の決算につきましては、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

ただ今設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、ただ今から配布します名簿の議員を指名いたしたいと思います。

小田 芳治議長 お諮りいたします。

ただ今配布いたしました名簿のとおり、

南 政夫 君、橘 照茂 君、下池 外巳造 君、寺岡 真貴子 君、  
富沢 軒康 君、堂下 健一 君、松島 信夫 君、林 一夫 君、  
大根 明 君、山本 辰栄 君、吉島 陸男 君、竹内 利長 君を  
それぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします

(休 憩) (午後 1時05分)

(再 開) (午後 1時07分 出席議員 28名)

小田 芳治議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

決算特別委員長 松島 信夫 君、同副委員長 堂下 健一 君、以上のとおり選任された旨、報告がありました。

---

日程第4 . 町長提出 議案第18号ないし第24号及び

議案第27号ないし議案第40号並びに請願第1号

( 委員会付託 )

小田 芳治議長 次に、町長提出 議案第18号ないし第40号及び請願第1号を、お手元に配布の付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

---

( 休 会 )

小田 芳治議長 続いて、休会の件について、お諮りいたします。

委員会審査等のため、明9日から15日までの7日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

小田 芳治議長 ご異議なしと認めます。

よって、明9日から15日までの7日間は休会することに決しました。

次回は、12月16日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

( 午後 1時09分 散会 )

---